（該非判定票別紙）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の仕様（性能）
項　番	項　目	項　番	項　目		

技術／貨物の該非判定結果　☐ 該当　☐ 非該当

（記載例）「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

（該非判定票別紙）外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項　番	項　目	項　番	項　目		
第４項 （５）	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第１６条 第５項	外為令別表４の項（５）の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解（1,300 度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130 パスカル以上 20,000 パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。）により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		・2,000～2,500 度の温度範囲 ・15,000～20,000 パスカルの絶対圧力 以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。 したがって、該当。

技術／貨物の該非判定結果　☐ 該当　☐ 非該当